

東京大学大学院総合文化研究科 特任准教授または特任講師（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任准教授または特任講師 いずれか1名
2.	契約期間	令和6年4月1日（またはそれ以降のなるべく早い時期）～令和7年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合がある。更新する場合は1年ごとに行う。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は令和8年3月31日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1）
6.	所属	大学院総合文化研究科附属先進科学研究機構 ※業務の都合により変更することがある
7.	業務内容	1) 次世代太陽電池の劣化機構解明に関する研究 2) 光エネルギー変換技術に関する指導
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額60万円～75万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	1) 博士の学位を持つこと 2) ペロブスカイト太陽電池などの次世代太陽電池の開発に関する研究で優れた業績があること 3) カーボンニュートラルやグリーントランスフォーメーションに関連する十分な知識があり関連教育や研究指導ができること
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 <a href="https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf">https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf</a> 2) 業績リスト（論文、学会発表等に分ける） 3) 主要論文別刷5編以内 4) これまでの研究成果1ページ以内 5) 今後の教育研究ならびに社会貢献に対する抱負1ページ以内 6) 推薦書1通、または意見を伺える方の連絡先
15.	提出方法	〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/vBIyAEWl1zv9_kQ5xc5WfQFLi1PFjeUCeINVtntRMvV1">https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/vBIyAEWl1zv9_kQ5xc5WfQFLi1PFjeUCeINVtntRMvV1</a> ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 〈郵送での提出の場合〉 封筒に「応募書類（先進科学研究機構次世代太陽電池特任准教授または特任講師）在中」と朱書き、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

16.	応募締切	令和6年1月4日(木)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻長：瀬川浩司 e-mail: csegawa@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>